

## 新型コロナウイルス関連

(ドバイでの入国、トランジットの際のPCR 検査要件／アブダビに入域する際の制限：一部変更)

令和3年1月31日  
在ドバイ日本国総領事館

### 【ポイント】

- エミレーツ航空及びフライドバイは、当該国出発前及びドバイ到着時の「2回のPCR 受検が必要」な「特定の国」を発表しました（日本は含まれていません）。これらの国を出発してドバイに入国する場合、出発前72時間以内のPCR 陰性証明の携行に加え、ドバイ空港到着時の再検査も必要となります。また、これらの国を出発した場合、ドバイ空港では乗り換え（トランジット）だけであっても、出発前72時間以内のPCR 検査陰性証明の携行が必要です。＜1月31日から適用＞
- アブダビ当局は、他の首長国からアブダビに陸路で入域する際に必要となる陰性証明について、PCR 検査の場合は「48時間以内」、DPI 検査の場合は「24時間以内」とすることを発表しました。また、継続して48時間以上滞在する方への再検査の基準も改定されました。＜2月1日から適用＞
- 海外渡航や国内移動に関する制限は頻繁に更新、変更、又は追加されますのでご利用の航空会社等から、常に最新の情報を取得するよう心がけてください。

### 【本文】

#### 1 海外からドバイに「入国」する場合の注意点

##### (1) 72時間以内の陰性証明の携行（変更なし）

1月31日以降、ドバイに入国する全ての外国人は、出発地、国籍、渡航目的（UAE 居住者、短期滞在者）を問わず、出発前「72時間以内」のPCR 検査陰性証明の携行が義務づけられています。

##### (2) ドバイ到着時に再検査が必要となる「特定の国」の明示（追加情報）

エミレーツ航空及びフライドバイは、同社が指定する「特定の国」から出発した場合、国籍や渡航目的を問わず、ドバイ空港到着時にも再度PCR 検査が実施されると発表していましたが、この度、エジプト、インド、パキスタン、ナイジェリア等の諸国を「特定の国」として明示しました（現時点で、日本はその「特定の国」には含まれていません）。

なお、「特定の国」の指定は、今後変更される可能性がある他、航空会社によって国が異なることがあるため、詳細については、ご利用の航空会社に確認いただきますようお願いします。

#### 2 ドバイ空港で「乗り換え（トランジット）」して第三国に渡航する場合の注意点

##### (1) 「特定の国」出発者の72時間以内の陰性証明の携行（変更「あり」）

エミレーツ航空及びフライドバイによれば、エジプト、インド、パキスタン、ナイジェリア等、同社が指定する「特定の国」から出発する場合、ドバイに入国（入域）せずドバイの空港で乗り換え（トランジット）だけして第三国に渡航する人であっても、国籍や渡航目的を問わず、出発前「72時間以内」のPCR 検査陰性証明の携行が必要となると発表しました。

##### (2) 日本出発の場合（変更なし）

現時点で、「日本」は上記（1）の「特定の国」に含まれていないため、日本から出発し、ドバイ空港を経由してドバイに入国せずに第三国に渡航する場合（トランジット）は、従来どおりPCR 検査陰性証明の

事前取得は不要です（ただし、「最終目的地」が検査証明を必要としている場合は、事前取得してください）。

なお、上記の「特定の国」の指定は、今後変更される可能性がある他、航空会社によって国が異なることがあるため、詳細については、ご利用の航空会社に確認いただきますようお願いいたします。

### 3 アブダビ入域時の制限の一部変更

UAE 国内の他の首長国からアブダビに陸路で入域する際に必要な PCR/DPI 検査陰性証明について、有効期限や入域後の再検査の実施日などの変更が発表されました。新たな措置は、2月1日から適用されます。

#### (1) PCR 検査の場合（変更なし）

アブダビ入域の「48 時間以内」の PCR 検査陰性証明を携行している場合、入域が認められ、4 日以上継続して滞在する場合は、入域日を 1 日目として、4 日目と 8 日目に PCR 検査の再受検が必要です。

#### (2) DPI 検査の場合（変更「あり」）

アブダビ入域の「24 時間以内」の DPI 検査陰性証明の携行が必要です。また、DPI 検査を使用して入域後、48 時間以上継続して滞在する者は、入域日を 1 日目として、3 日目と 7 日目に PCR 検査の受検が必要です。

#### (3) UAE 国内での受検の必要性（変更「あり」）

なお、アブダビ入域のための PCR/DPI 検査は、UAE 国内で受検したものに限られ、UAE 政府が運営する Alhosn アプリ（COVID-19 検査結果表示及び接触追跡のためのアプリ）のインストールが要請されます。

（注 1）UAE 国外からアブダビへ入国（入域）する場合の防疫措置（96 時間以内の PCR 検査陰性証明の携行、アブダビ空港到着時の PCR 受検、自主隔離期間中の追跡用リストバンドの装着等）に変更はありません。

（注 2）UAE 国外からアブダビへ入国（入域）する場合の自主隔離期間について、（日本から渡航した場合）「10 日間」とされておりますが、UAE 政府が指定した「グリーン」認定国からの入国（入域）に対しては、自主隔離が免除されます。1 月 31 日時点で「日本」は「グリーン」認定国に入っておりません。このリストは 2 週間ごとに更新されます。

## 2 留意事項

(1) 1 月 31 日現在、UAE 当局が発表する新規感染者数は毎日 3,000 人以上という高水準で推移しています。当局は、査察キャンペーン等を行なって各種制限の取組状況に対する監視を強化しており、違反した個人について検挙し又は警告し、事業者には施設の閉鎖を命じたなどと公表しています。また、ショッピングモール等の各商業施設や航空会社などは個別の制限を設けていることがあり、利用者にはその遵守が求められます。加えて、各首長国によって制限や罰金が異なります。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、これらの点にご注意くださるようお願いいたします。

(2) 本メールに掲載した情報は 1 月 31 日時点のものであり、UAE 当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

【本件に関する参照先】

○エミレーツ航空

(UAE 居住者向けの案内)

<https://www.emirates.com/ae/english/help/covid-19/dubai-travel-requirements/residents/>

(短期滞在者向けの案内)

<https://www.emirates.com/ae/english/help/covid-19/dubai-travel-requirements/tourists/>

○フライドバイ

<https://www.flydubai.com/en/plan/covid-19/travelling-during-covid-19>

○アブダビメディア局

(1月30日：アブダビ入域制限の一部変更)

<https://twitter.com/admediaoffice/status/1355451121159057408>

(12月22日付：UAE 国外からアブダビへ入国（入域）する場合の防疫措置)

<https://visitabudhabi.ae/en/plan-your-trip/covid-safe-travel>

【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter：<https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁 (DHA) 公式 Twitter：[https://twitter.com/dha\\_dubai](https://twitter.com/dha_dubai)

○ドバイ警察公式 Twitter：<https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省（日本への入国に関する情報）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

---

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

F A X：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：[ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

ホームページ：[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)

---